

(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設生活環境影響調査書に対する意見書の概要と事業者の見解

名 称：(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設生活環境影響調査書

告 示 日：平成29年7月6日（木）

縦 覧 期 間：平成29年7月7日（金）から平成29年8月7日（月）まで

意見書提出期間：平成29年7月7日（金）から平成29年8月21日（月）まで

意見書提出状況：1通（1人）

(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設生活環境影響調査書に対する意見書の概要と事業者の見解は以下のとおりです。

	意見書の概要	事業者の見解
生活環境について	大気汚染・水質汚濁・化学物質汚染について「発生メカニズム」「背景」「対策」「今後の行方」など、その対応・計画について市民や関係各位にわかりやすく施策を示すことが大切である。	(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設（以下「本施設」という。）の稼働及び廃棄物運搬車両の走行により周辺環境に影響を及ぼすおそれがある項目として、大気質、騒音、振動及び悪臭を選定し予測した結果、いずれの項目についても周辺環境に与える影響は軽微であると評価しています。 本施設の稼働については、周辺環境に影響を及ぼすおそれのないよう維持管理計画を作成し、適切な運営に努めます。 また、稼働状況については、地域住民に丁寧に説明していきます。
	ごみ処理施設は、廃棄物の分野別整備と規制や排出基準を設け環境対策や数値目標を定めることが必要である。	本施設の稼働については、粉じん、騒音、振動及び悪臭について、それぞれ基準を定めています。
その他	市民、企業、行政がお互いの立場や意見を理解し、信頼関係を築いたうえで、一緒に考え、一緒に解決していくことが求められている。	本施設の整備及び既存ごみ処理施設の運営について、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会、説明会、広報紙、イベント等を通じて、市民・地域住民の方々とのコミュニケーションを図りながら、事業を進めています。 今後の整備及び本施設の稼働後の運営につきましても、市民・地域住民の方々とコミュニケーションを図りながら、円滑な事業運営に努めます。